

訓令甲第22号

ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する東京都公安委員会の事務の警視総監等への委任に関する規則に基づく東京都公安委員会の委任に係る事務の専決規程を次のように定める。

平成29年6月9日

警視総監 沖 田 芳 樹

ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する東京都公安委員会の事務の警視総監等への委任に関する規則に基づく東京都公安委員会の委任に係る事務の専決規程

(目的)

第1条 この規程は、ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する東京都公安委員会の事務の警視総監等への委任に関する規則（平成29年6月9日東京都公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、東京都公安委員会が警視総監に委任した事務を専決処理させ、能率的運営を図ることを目的とする。

(生活安全部長の専決事項)

第2条 生活安全部長が専決できる事項は、規則第2条に掲げる事務とする。

(重要特異事項の決裁)

第3条 前条の規定にかかわらず、重要特異な事項については、警視総監の決裁を受けなければならない。

(専決処理の方法)

第4条 この規程により事務を専決処理する場合は、全て警視総監名をもって行ない、その結果は、毎月取りまとめて警視総監に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成29年6月14日から施行する。